４　前二項の規定は、第一項第一号ロの発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されているかどうかの判定について準用する。この場合において、第二項中「同項の保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等（同項第一号ロに規定する判定対象内国法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「内国法人」とあるのは「外国関係会社」と、「当該保険会社等」とあるのは「当該判定対象内国法人等」と、前項第一号中「内国法人の法人税法」とあるのは「外国関係会社の法人税法」と、「他の内国法人」とあるのは「外国法人」と、「株主内国法人」とあるのは「株主外国法人」と、「全部」とあるのは「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「内国法人に係る」とあるのは「外国関係会社に係る」と、「株主内国法人」とあるのは「株主外国法人」と、「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と、「の内国法人」とあるのは「の外国法人」と、「出資関連内国法人」とあるのは「出資関連外国法人」と、「全部」とあるのは「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外国関係会社」と読み替えるものとする。

５　施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものは、保険会社等に係る他の判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行つているものとする。

第二十二条の七十六の二第一項中「前条第二項」を「前条第七項」に、「前条第三項」を「前条第八項」に、「前条第四項の」を「前条第九項の」に、「前条第五項及び第六項」を「前条第十項及び第十一項」に、「前条第七項」を「前条第十二項」に、「前条第十一項」を「前条第十三項」に、「前条第九項第一号イ」に、「同条第五項」を「同条第十項」に、「、施行令」とあるのは「、」を「同条第八項各号」とあるのは「」に、「施行令」と、同項第一号」を「施行令第三十九条の百十四の二第八項各号」と、同項第一号」に、「同条第六項」を「同条第十一項」に、「同条第八項各号」を「同条第十三項各号」に、「、同条第九項」を「、同条第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「同条第十四項第一号」を「同条第十九項第一号」に、「同条第十八項第一号」を「同条第二十三項第一号」に改め、同条第二項中「前条第二十四項」を「前条第二十九項」に改め、同条第三項中「前条第二十五項」を「前条第三十項」に改め、同条第四項中「前条第二十六項」を「前条第三十一項」に改め、同条第五項中「前条第二十七項」を「前条第三十二項」に改め、同条第六項中「前条第三十三項から第三十五項まで」を「前条第三十六項」に改め、同条第八項中「前条第三十二項及び第三十三項」を「前条第三十七項及び第三十八項」に、「同条第三十七項」を「同条第九項中「前条第三十四項及び第三十五項」を「前条第三十九項及び第四十項」に改め、同条第十項中「前条第二十八項から第三十項まで」を「前条第三十二項」に改め、同条第十二項中「前条第三十四項及び第三十五項」を「前条第三十九項及び第四十項」に改める。

第二十二条の七十六の五第九項中「その」を「同項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその」に、「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、「法第六十八条の九十八第十項の」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和五年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第二十一項の改正規定、同令第十九条の十六第二項の改正規定及び同令第二十二条の十の四第二項の改正規定

ロ　第二条中令和二年改正前租税特別措置法施行規則第二十二条の十の四第二項の改正規定

二　第一条中租税特別措置法施行規則第三十七条第一項の改正規定、同令第三十七条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十七条の四の二の改正規定、同令第三十七条の四の三の改正規定、同令第三十七条の四の四の改正規定及び同令第三十七条の四の五第三項の改正規定　令和五年四月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第四条の四第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第五条の改正規定、同令第五条の二の改正規定、同令第五条の三の二第二項及び第三項の改正規定、同令第十八条の十三の五第二項第十号トの改正規定、同令第十九条の十六第一項の改正規定（「別表第四、別表第六㈠」を「別表第五」に改める部分に限る。）並びに同令別表第五を削り、同令別表第四を同令別表第五とし、同令別表第三㈩の次に一表を加える改正規定並びに附則第十八条の規定　令和五年十月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則別表第七㈡の改正規定及び附則第十三条の規定　令和六年一月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十五条第一項各号の改正規定、同令第十七条第一項第七号の改正規定（「ものである」を削る部分を除く。）、同令第十八条第四項第四号イの改正規定、同令第二十二条の三第二項各号の改正規定、同令第二十二条の四第一項第七号の改正規定（「ものである」を削る部分を除く。）、同令第二十二条の五第一項第二十九号の改正規定、同令第二十二条の六第四項第四号イの改正規定、同令第二十三条の七の改正規定、同令第二十三条の七の二の改正規定、同令第二十三条の八の改正規定及び同令第二十三条の八の二第二項第一号の改正規定並びに附則第三条、第十条及び第十二条の規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第五条の十二の二第一項の規定は、個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業の用に供する所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、個人が施行日前に事業の用に供した改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三条　改正法附則第三十二条第三項の規定により新法第三十四条の規定が適用される場合における租税特別措置法第三十四条第四項に規定する財務省令で定める書類は、市町村長の新法第三十四条第一項に規定する土地等が改正法附則第三十二条第三項に規定する農用地利用規程に係る同項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にある同項に規定する農用地である旨を証する書類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同項の申出に基づき買い取った旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同項に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類とする。

２　附則第一条第五号に定める日以後に改正法附則第三十二条第三項に規定する農用地で同項に規定する農用地利用規程に係る同項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものの同項の申出に基づく買取りをする同項に規定する農地中間管理機構に対する租税特別措置法施行規則第十七条第二項の規定の適用については、当該農地中間管理機構は、同項に規定する買取りをする者とみなす。